

No.		質問	回答
1	補助対象事業所	補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。	令和8年4月1日時点で、HP記載の対象サービスの指定等を受けており、かつサービスを提供している事業所(医療みなし事業所については、令和7年9月提供分以降に介護報酬の請求がある事業所。)が対象となります。また、申請時点で休止中の事業所や廃止している事業所は対象となりません。
2	補助対象事業所	補助対象サービスにないサービス種別は、対象外ですか。	対象となるサービスはHP記載のとおりであり、以下のサービス種別は本事業の対象ではありません。 ・特定福祉用具販売事業所、居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム
3	補助対象事業所	有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は対象ですか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、その区分で対象となりますが、介護保険の請求実績がない事業所は対象外となります。
4	補助対象事業所	介護予防サービスは、補助対象に含まれますか。	補助対象には含まれません。
5	補助対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象には含まれません。
6	補助対象事業所	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれますか。	令和7年9月提供分以降に介護報酬の請求がある事業所は補助対象に含まれます。(請求実績がない場合は補助対象には含まれません。)
7	補助対象事業所	養護老人ホームと軽費老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、対象となりますか。	補助対象となります。 県HPに、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム事業者番号(サービス継続支援事業用)」を掲載していますので、そちらの事業者番号で申請してください。
8	補助対象事業所	公立の介護施設は、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。
9	補助対象事業所	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。

No.		質問	回答
10	補助対象事業所	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定されますか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所を補助対象としていることから補助対象にはなりません。
11	補助対象経費	併設型の短期入所生活介護を実施している場合の取り扱いはどうなりますか。	併設型の短期入所生活介護は本体施設とは別事業所扱いで申請をしてください。 例)介護老人福祉施設80名、短期入所生活介護20名の場合それぞれ申請が必要です。 (介護老人福祉施設100名としての申請は不可)
12	補助対象事業所	例えば同一事業者が同じ事業所・所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になりますか。	それぞれが補助対象となります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象となります。
13	施設の規模	訪問介護・通所介護の施設の規模はどのように判断すればよいですか。	規模については令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分の6ヶ月の平均により判断してください。 ただ、新規で開設した事業所については開設後から申請時までの報酬請求実績等で判断を行ってください。(申請時に報酬請求実績等の提出を求めることがあります。)
14	施設の規模	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。	回数の算定においては障害サービスは含みません。
15	施設の規模	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか。含まれる場合の補助上限はいくらになりますか。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円を上限に補助が行われます。
16	施設の規模	施設の定員の基準となる日はいつですか。	施設の定員については令和7年4月1日を基準とします。

No.		質問	回答
17	施設の規模	該当する事業所規模について、県が把握している規模と事業所側の認識に齟齬があった場合、どのように対処したらよいですか。	国保連への請求実績によって判断を行っているため、齟齬が生じた場合は問い合わせ窓口までご連絡ください。認識の齟齬がある場合は事業所の請求データの提出等を求めますので、適宜ご提出いただくようお願いいたします。
18	申請	申請は事業所単位か法人単位どちらになりますか。	原則、各法人において申請のとりまとめを行っていただき法人単位での申請をお願いします。
19	申請	基準単価どおりの交付を受けることができますか。	本事業は国庫補助金を活用した予算の範囲内での執行を行うため、予算を超過する申請総額となった場合は申請額満額にならない場合があります。
20	補助対象経費	どのような経費が補助対象になりますか。	①気候変動の影響等による猛暑など様々な困難な事態下でも介護サービスを継続するために必要な費用や②災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用といった本事業の趣旨に沿ったものが補助対象となります。 ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費とはなりません。 また、取得費用が30万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認めないものとします。
21	補助対象経費	災害備蓄等の購入費の例として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいですか。	お見込みのとおりです。
22	補助対象経費	移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象になりますか。	交付決定日から実績報告日までの期間が対象となります。
23	補助対象経費	過去に購入したものを補助対象になりますか。	過去に購入したものは補助対象外となります。交付決定日から実績報告日までに購入等を行ったものが補助対象経費となります。

No.		質問	回答
24	補助対象経費	取得費用が30万円以上となる物品が補助対象外となっているのはなぜですか。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいですか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外としています。なお、複数の物品を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限として補助を行います。
25	補助対象経費	燃料費や電気料金の支払い等を事業所ごとに分けていない場合、どのように申請すればよいですか。	対象経費を走行距離や面積等で適切に按分いただき、申請を行ってください。
26	補助対象経費	自転車は対象となりますか。	対象となります。
27	補助対象経費	エアコンは対象となりますか。	取得価格が30万円以下であれば対象ですが、設置工事の費用は対象外です。
28	補助対象経費	通常で使用している冷房等の電気代やガソリン代も今回の対象経費となりますか。	対象となります。
29	補助対象経費	物品を購入する際の送料や設置費・工賃等は補助金の対象となりますか。	本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用等は対象経費にはなりません。また、取得単価が30万円以上のものも対象外となります。
30	補助対象経費	物品購入に係る消費税は補助金の対象となりますか。	消費税は対象外になりますので、交付申請の際は税抜き金額での記載をお願いします。
31	補助対象経費	事業所の家賃は補助対象経費になりますか。	補助対象外となります。